

参 考 資 料

- 1 公共サービス改革基本方針（平成18年12月22日閣議決定）（抄）・・・1
- 2 国の行政機関の定員の純減について（平成18年6月30日閣議決定）（抄）・・・2
- 3 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（抄）・・・3
- 4 法務局組織の概要・・・7
- 5 登記事項証明書等の交付・登記簿等の閲覧・・・8
- 6 地図情報システムの概要及び展開計画・・・9
- 7 市場化テスト及び民間委託の実施方法・・・10

○ 公共サービス改革基本方針(平成18年12月22日閣議決定)(抄)

2. 登記関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省
証明書交付等事務(乙号事務)	<p>○ 登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧といった登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)について、原則としてすべての事務を、平成22年度までに官民競争入札又は民間競争入札の対象とする。このため、19年度中に、登記情報システム及び地図情報システムが導入されている登記所の一部を対象に、官民競争入札又は民間競争入札を実施し、20年度から落札者による事業を実施する。</p> <p>【措置に関する計画の策定】 上記措置を前提に、平成19年度に実施する入札等の対象範囲・実施予定時期、契約期間、入札等の対象登記所の数・所在地、20年度の拡大措置等を内容とする計画を、監理委員会と連携しつつ、19年8月末までに策定する。</p> <p>【法令の特例措置の整備】 上記措置を講じるため、平成19年通常国会において法を一部改正し、不動産登記法(平成16年法律第123号)等の特例規定を整備する。</p> <p>【平成20年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 官民競争入札又は民間競争入札の実施について、地図情報システムの全国展開に合わせて、順次、全国の乙号事務に専従している職員を有する登記所に拡大していく方向で検討する。</p>	内閣府及び 法務省

国の行政機関の定員の純減について〈登記・供託関連部分(抄)〉

平成 18 年 6 月 30 日閣議決定

別紙

重点事項名	業務見直し等の内容
登記・供託 関係	<p>① 登記・供託関係 10,253 人について、次のとおり、定員管理による純減のほかに業務見直しにより 759 人を純減する。</p> <p>なお、次の取組による削減数は 1,588 人</p> <ul style="list-style-type: none"> － <u>登記事項証明書の交付等の証明事務について、市場化テストを実施し民間委託を行うことにより 1,181 人を削減(このうちオンライン利用による合理化に相当する 422 人を差し引いた 759 人を純減)</u> － 法務局・地方法務局の支局・出張所の統廃合により 57 人を削減 － 利用しやすいシステムへの改善等により登記申請事件等処理事務のオンライン利用率 50%を実現し、350 人を削減 <p>② 以上のほか、次の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> － <u>上記①の市場化テストの実施に当たっては、発注内容等を最大限に工夫しできるだけ多くの企業の入札参加を可能にすること及び入札企業の業務上の工夫がいかされるようにすることにより、民間活力を最大限に活用する。</u> － 登記申請事件等処理事務について、業務処理過程・体制を抜本的に見直す。 － 地図情報システムの導入による効率化に伴う定員削減及び法務局・地方法務局の支局・出張所の統廃合による定員削減の更なる積増しの検討について、できる限り早期に結論を得て、定員を合理化する。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（抄）

（平成十八年六月二日法律第五十一号） ※登記関係部分抜粋

第五章 法令の特例

第二節 特定公共サービス

（不動産登記法等の特例）

第三十三条の二 法務大臣は、次に掲げる登記所の業務（以下この条において「特定業務」という。）を、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる。

- 一 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第百十九条第一項の規定に基づく同項に規定する登記事項証明書の交付及び同条第二項の規定に基づく同項の書面の交付に係る業務
- 二 不動産登記法第百二十条第一項の規定に基づく同項に規定する地図等（以下この号において単に「地図等」という。）の全部又は一部の写し（地図等が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）の交付及び同法第百二十条第二項の規定に基づく地図等（地図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの）の閲覧に係る業務
- 三 不動産登記法第百二十一条第一項の規定に基づく同項の図面の全部又は一部の写し（当該図面が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）の交付及び同条第二項の規定に基づく同条第一項の図面（電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの）の閲覧に係る業務
- 四 不動産登記法第百二十一条第二項の規定に基づく同項の登記簿の附属書類（前号の図面を除く。）の閲覧に係る業務（同項ただし書の利害関係の有無の審査に係るものを除く。）
- 五 不動産登記法第百四十九条第一項の規定に基づく同項に規定する筆界特定書等（以下この号において単に「筆界特定書等」という。）の写し（筆界特定書等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）の交付及び同条第二項の規定に基づく筆界特定書等（電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの。次号において同じ。）の閲覧に係る業務
- 六 不動産登記法第百四十九条第二項の規定に基づく同法第百四十五条に規定する筆界特定手続記録（電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの）の閲覧（前号の筆界特定書等の閲覧を除く。）に係る業務（同項ただし書の利害関係の有無の審査に係るものを除く。）
- 七 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づく同項に規定する登記事項証明書の交付及び同法第十一条（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づく同条の書面の交付に係る業務
- 八 商業登記法第十一条の二（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づく同条の登記簿の附属書類の閲覧に係る業務（同条の利害関係の有無の審査に係るものを除く。）

- 九 商業登記法第十二条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づく同項の印鑑の証明書の交付に係る業務
- 十 非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第二百二十二条第一項において準用する不動産登記法第百十九条第一項の規定に基づく同項に規定する登記事項証明書の交付及び非訟事件手続法第二百二十二条第一項において準用する不動産登記法第百十九条第二項の規定に基づく同項の書面の交付並びに非訟事件手続法第二百二十二条第一項において準用する不動産登記法第百二十一条第二項の規定に基づく同項の登記簿の附属書類の閲覧に係る業務（閲覧については、同項ただし書の利害関係の有無の審査に係るものを除く。）
- 十一 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第四十一条において読み替えて準用する不動産登記法第百十九条第一項の規定に基づく同項の抵当証券の控えの謄本又は抄本の交付並びに抵当証券法第四十一条において読み替えて準用する不動産登記法第百二十一条第二項の規定に基づく同項の抵当証券の控え及びその附属書類の閲覧に係る業務（閲覧については、同項ただし書の利害関係の有無の審査に係るものを除く。）
- 十二 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）第十三条第一項の規定に基づく同項に規定する概要記録事項証明書の交付に係る業務
- 十三 前各号に掲げるもののほか、登記所において公開される帳簿、書類若しくは電磁的記録の閲覧又はこれらに記載され、若しくは記録された事項を記載した書面の交付に係る業務であつて法務省令で定めるもの
- 2 特定業務を実施する公共サービス実施民間事業者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。
- 一 その人的構成に照らして、特定業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び能力を有していること。
 - 二 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他特定業務を適正かつ確実に実施するために必要な措置として法務省令で定める措置が講じられていること。
 - 三 その他法務省令で定める要件に適合するものであること。
- 3 公共サービス実施民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の特定業務に従事する者（以下この条において「特定業務従事者」という。）又は特定業務従事者であった者は、第二十五条第一項に規定する秘密を漏らし、又は盗用することとならない場合であっても、特定業務の実施に関して知り得た情報を、特定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。
- 4 特定業務従事者は、登記官が管理する帳簿、書類及び電磁的記録その他の国が管理する設備及び物品であつて、特定業務の用に供するものについて、使用、保管その他の取扱いをするときは、これを適正に行わなければならない。
- 5 公共サービス実施民間事業者は、特定業務の実施状況を、法務省令で定めるところにより、定期的に、法務大臣に報告しなければならない。
- 6 法務大臣は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、期間を定めて、公共サービス実施民間事業者の実施する特定業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 一 公共サービス実施民間事業者が、第二項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

- 二 特定業務従事者が、第三項又は第四項の規定に違反したとき。
- 三 公共サービス実施民間事業者が、前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 公共サービス実施民間事業者が、第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- 五 公共サービス実施民間事業者が、第二十七条第一項の規定による指示に違反したとき。
- 7 法務大臣は、前項の規定により特定業務の全部又は一部の停止を命じたときは、その旨、その理由、当該公共サービス実施民間事業者の氏名又は名称並びに当該停止を命じた特定業務の内容及びその期間を、官民競争入札等監理委員会に通知するとともに、遅滞なく、公表しなければならない。
- 8 法務大臣は、第六項第二号又は第三号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の契約を解除することができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、公共サービス実施民間事業者による特定業務の実施に関し必要な事項は、法務省令で定める。

附 則（平成十九年法律第六十九号）

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この法律の規定による改正後の競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（次項において「新法」という。）第三十三条の二第一項に規定する特定業務には、次に掲げる登記所の業務を含むものとする。
 - 一 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号。以下「旧不動産登記法」という。）第二十一条第一項（不動産登記法附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧不動産登記法第二十四条ノ二第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく旧不動産登記法第二十一条第一項の登記簿の謄本又は抄本の交付及び登記簿の閲覧に係る業務
 - 二 不動産登記法附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧不動産登記法第二十四条ノ二第三項において準用する旧不動産登記法第二十一条第一項の規定に基づく同項の登記簿の謄本又は抄本の交付及び登記簿の閲覧に係る業務
 - 三 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第二百二十四号。以下「不動産登記法整備法」という。）第五十三条第五項の規定によりなおその効力を有することとされる不動産登記法整備法第五十二条の規定による改正前の商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に

基づく同項の登記簿の閲覧及び同法第十一条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づく同項前段の登記簿の謄本若しくは抄本又は同項後段の規定による証明書の交付に係る業務

四 不動産登記法整備法第八十九条第一項において準用する不動産登記法附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧不動産登記法第二十一条第一項の規定に基づく同項の登記簿の謄本又は抄本の交付及び登記簿の閲覧に係る業務

五 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四十八号）附則第二条第三項において読み替えて適用する同法による改正後の動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）第十三条第一項の規定に基づく同項の登記事項概要簿の謄本の交付に係る業務

3 この法律の施行の日が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における新法第三十三条の二第一項第十号の規定の適用については、同号中「第百二十二条第一項」とあるのは、「第百二十五条第一項」とする。

法務局組織の概要

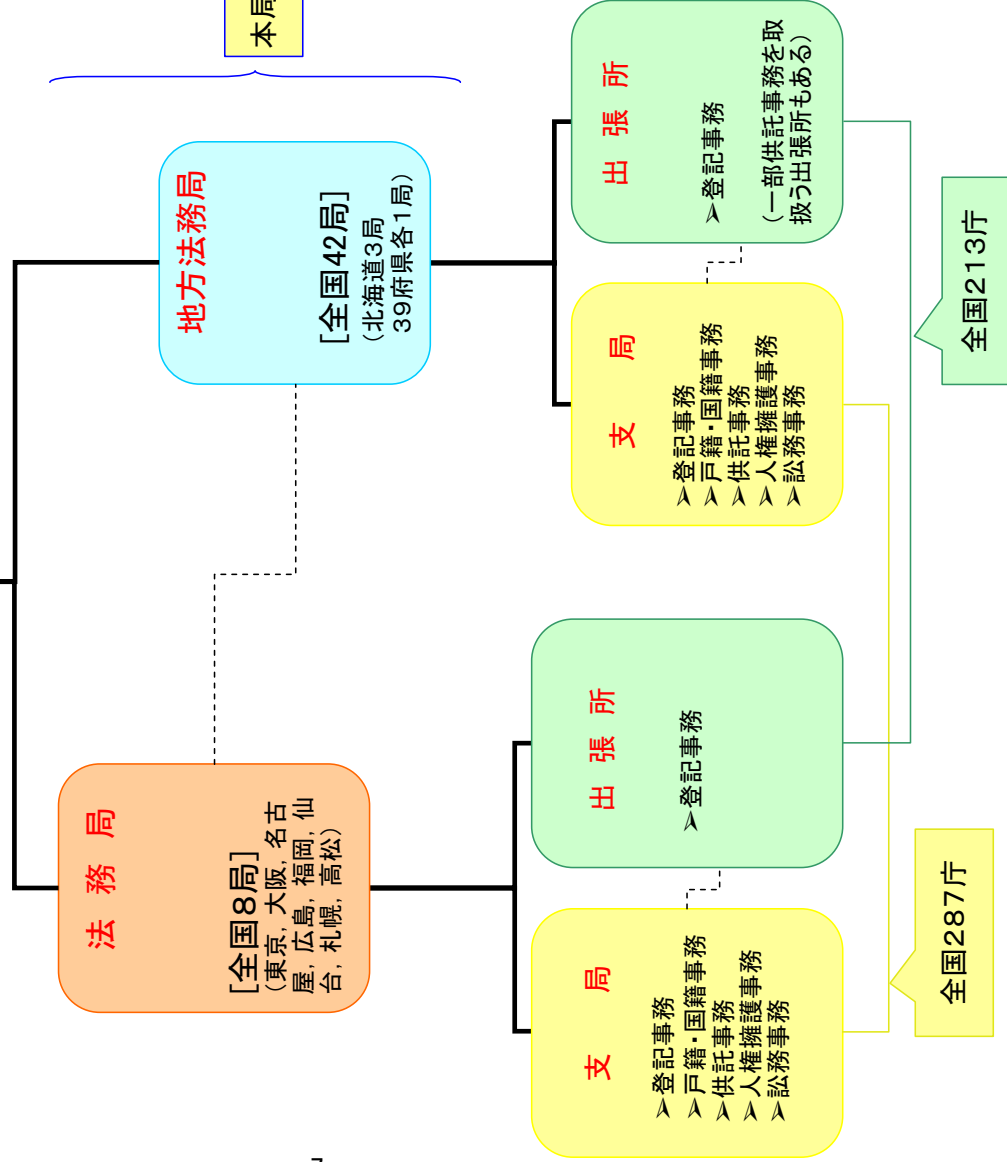
平成19年4月1日現在

職員数

[平成19年3月31日現在]

- 登記事務従事職員数 8,939人
- 乙号事務専従職員数(内数) 1,181人

法務省



甲号事務[審査事務]

- **登記申請事件の審査事務**
[所有権移転登記, 抵当権設定登記, 建物表題登記, 分筆・合筆登記, 会社・法人設立登記, 変更登記等]
- **登記申請事件等の実地調査**
[建物表題登記, 建物滅失登記, 分筆・合筆登記, 地積更正登記, 地図訂正申出等]
- **筆界特定申請事件の審査・特定**
[土地の所有権登記名義人等からの当該土地と隣接する他の土地との筆界に係る筆界特定の申請]
- **不動産登記法第14条地図作成**
[主に都市部の地図混乱地域について法務局が実施]
- **登記相談**
[登記申請等に係る相談への対応]

登記事項証明書等の交付・登記簿等の閲覧

法務局職員が実施

受託事業者が実施

(注1)これは、業務の一部委託を実施している庁における標準的な業務フローである。

(注2)オンラインによる請求の場合は、業務フローが異なる。

登記事項証明書等交付・閲覧請求

受付

- ・ 登記事項証明書等の交付請求書を受領し、所定の事項が記載されているかを確認し、タイムスタンプを押す
- ・ 納付印紙(手数料)の額を確認し、消印
- ・ 請求者が交付等の対象となる物件を特定できない場合に、地番等を調査する等請求者の質問に対応
- ・ 印鑑証明書の交付請求の場合には、印鑑カードにより当事者であるかを確認

利害関係の審査

- ・ 利害関係人でなければ閲覧ができない登記申請書等の閲覧請求について、請求者が利害関係人に該当するか否かを審査

簿冊等の搬出

- ・ コンピュータ化されていない閉鎖登記簿等の謄抄本の交付請求や閲覧請求の場合に、請求書から登記簿等を特定し、搬出

登記事項証明書等の作製

- ・ 請求書をもとに、交付の対象となる不動産・会社等を特定し、登記情報システム又は地図情報システム等により登記事項証明書等を作製
- ・ 閉鎖登記簿等コンピュータ化されていないものについては、コピー機により登記簿等の謄抄本等を作製
- ・ 作製した登記事項証明書等について、請求物件、内容等に誤りがないか、確認

閲覧監視

- ・ 閲覧に当たって、登記簿等の抜き取り・改ざんを防止するため、閲覧を監視

最終確認・引渡し

- ・ 請求書と登記事項証明書等の内容について最終確認し、引渡し
- ・ 登記事項証明書等の内容について、請求者に対し、説明(所有者が違うなどの理由により、請求者が求める物件の証明書ではないとして証明書の差替えを求められる場合などもある。)

簿冊等の搬入

- ・ 閲覧後返戻された登記簿等について、抜き取り・改ざんがされていないか確認
- ・ 使用した簿冊等を搬入

請求書等の整理

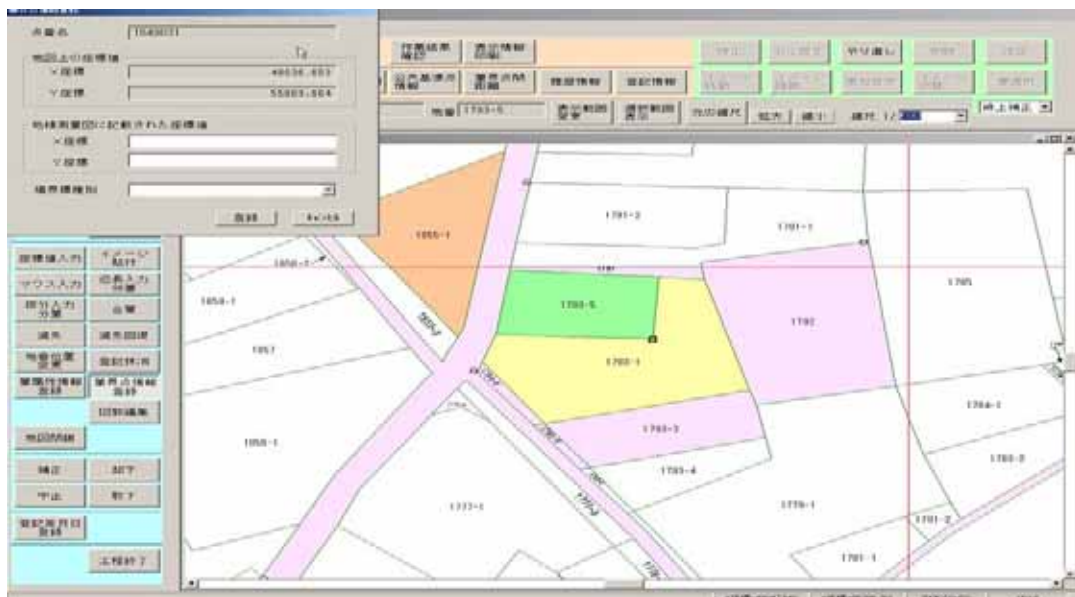
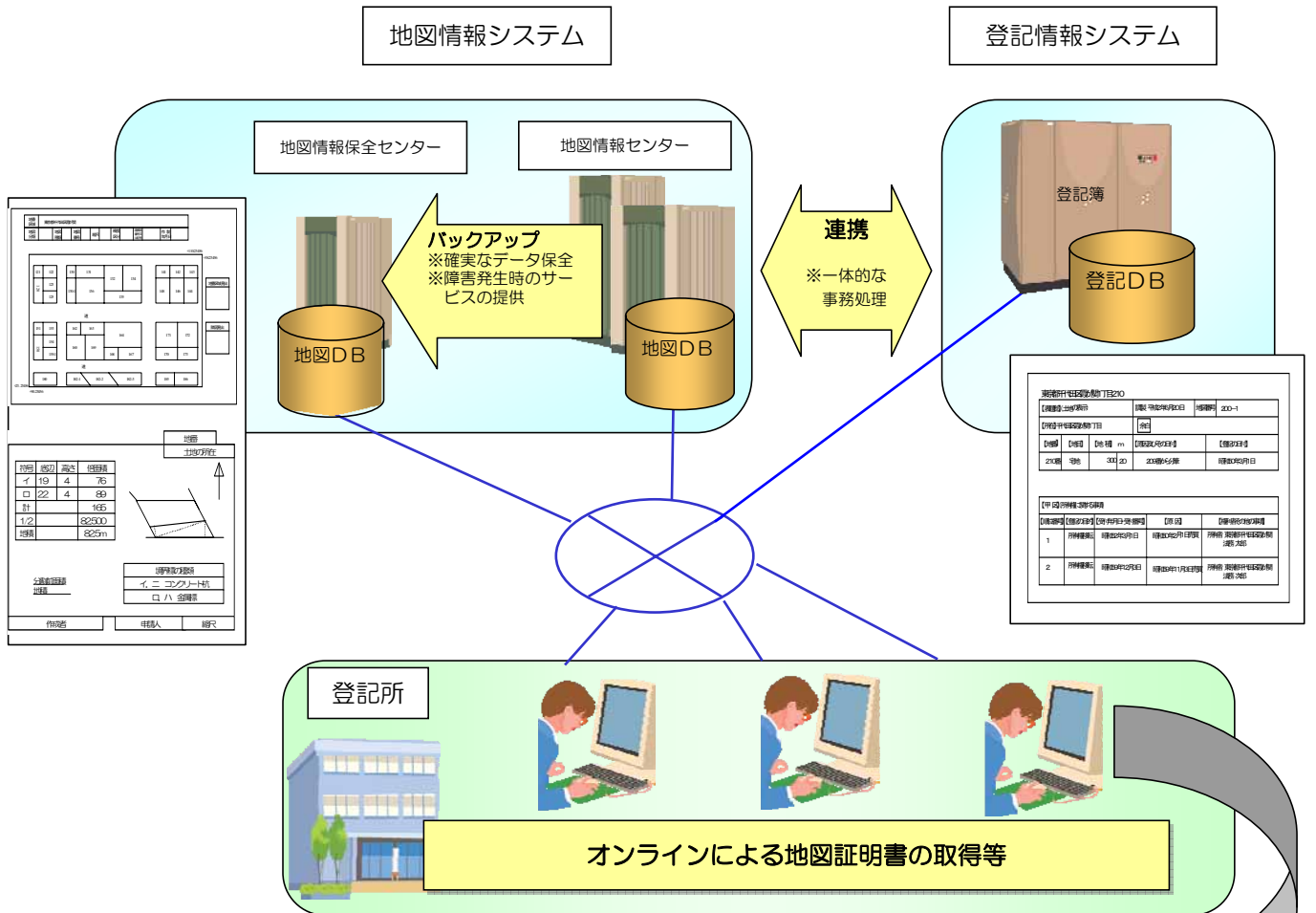
- ・ 処理済みの請求書等を整理

平成20年度以降 = 利害関係の審査以外の事務を包括的に委託する予定

地図情報システムの概要及び展開計画

地図情報システムは、地図に関する事務を電子的に処理するシステムであり、登記情報システムと連動させることにより、登記情報と地図情報とを一体的に関連付けた事務処理を実現し、地図情報の新たな公開方法や証明制度を視野に入れて行政サービスの向上を図るものである。

同システムは、平成22年度末までに全登記所に導入する予定である。



市場化テスト及び民間委託の実施方法 [図解]

